平成29年度 第1回安城市市民参加推進評価会議 会議録

日時:平成29年5月19日(金)午前10時~正午

場所:安城市役所 第10会議室

出席委員:鳥居委員、荻野委員、山下委員、柘植委員、昇委員、小森委員、加藤委員、

大坪委員

事務局:三星部長、牧課長、澤田課長補佐、満島、神尾

欠席委員:中根副会長、野田委員

傍聴者:なし

典礼:

ただいまから平成29年度第1回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

(市民憲章唱和)

典礼:

それでは、初めに鳥居会長にご挨拶をお願いいたします。

会長:

この市民参加推進評価会議は市民参加条例に基づいて開催しています。この市民参加の評価は、この条例そのものがきちんと推進されているかを評価する会議です。私たち審議会の委員は、ある意味責任が重く、丁寧な会議運営が必要であると感じています。皆さんのご協力によって、円滑に進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

典礼:

それでは、議題に移らせていただきます。ここからの進行は鳥居会長にお願いいたします。

会長:

初めに平成28年度市民参加対象事項の取り組みの実績について。

事務局、説明をお願いします。

(事務局 No.1~4の説明)

会長:

対象事項の No.1~4 につきましてご説明いただきました。各対象事項へのご意見、ご意見につきまして補足やご意見などがございましたらお願いします。

No.3「第 4 次安城市男女共同参画プランの策定」ですが、第 3 次プランの総括は十分されましたか。

事務局:

きちんとやらせていただきました。男女共同参画審議会からはPDCAサイクルをしっかり と回るように指摘されたことから、実績だけでなく、「実績に対して課題は何か」「課題を解 決するためにどういう解決案が考えられるか」という視点も含め総括をしました。

委員:

ありがとうございました。私は今の回答で非常に安心をしました。

私はほとんど「予定どおり」「十分である」「反映していた」としたのですが、No.1「第6次行革大綱の策定」の「市民の意見を反映させていたか」は30年後の市政を支える若い世代の参画をしてもらうべきだと思ったため、「おおむね反映していた」にしました。

会長:

その他、よろしいですか。よろしいですね。次に No.5~8 について説明をお願いします。

(事務局 No.5~8 の説明)

会長:

事務局の説明が終わりました。ご意見やご質問はありますか。

委員:

No.5「第 10 次安城市交通安全計画の策定」の(2)「市民参加の回数」を「十分でない」としました。女性の参加が少ない上に議事録も作成されてない。交通安全に関する内容で、愛知県がどれだけ日本一の交通事故死者数だとわかっていますか。こんなことやっていていいのでしょうか。びっくりしたところです。することはしているので評価はしましたが、この安全に対する意識が市役所としてどう考えてるのかすごく気になりました。

もう一つが、同じ理由で、No.6「安城市地震対策アクションプランの策定」です。これも (2) 「おおむね十分」、(3) を「おおむね反映」としました。ワークショップをやるのに、ステークホルダーの抽出という観点で見ると、全くなっておらず、ある固定の人しか参加していません。外国人も子供もいなければ女性が 10 人しか入っていません。論外ですね。非常に

問題ではないかと思います。

No.8「あんジョイプラン 8 の策定」の策定メンバーが 2 名増えていますが、どの分野の委員が増えましたか。衣浦東部保健所と被保険者の 2 名の委員が増えていますと書いてありますが、どのように増えていますか。

事務局:

それぞれ1名ずつで計2名です。

委員:

回答資料を見ると、もともと介護保険の被保険者が 3 名で、うち公募が 2 名は、予定も実績も同じ人数ですが、これはどのような意味ですか。

事務局:

担当課へどの分野か確認したところ、この回答いただいたのでそのまま記載してしまいました。もう一度確認させていただきます。

(確認したところ、「被用者保険者を代表するもの」としてアイシン健康保険組合と「福祉、 医療又は保健の関係者」として衣浦東部保健所が増えていました〉

事務局:

交通安全と防災の関係のご意見をいただきました。

委員の皆様からのご意見を見る限り、今言われた部分は十分考えられると思います。交通安全については、国の基本法に基づいてできている審議会であり、比較的、国・県・市は、ほとんど同じ内容の計画になっています。それぞれ判断があるかと思いますが、そのような中でも市としての裁量はあると思います。

上位計画からの流れで策定しているプランではあるので、プランの中身も、細かいアクションプランが委員の期待されているようなものではないと理解しています。

地震防災アクションプランについては、これは裁量があるものだとは思っています。ただし、 危機管理課の判断としては、差し当たって防災は専門的な部分も必要な観点がありますので、 やはり減災まちづくり研究会の方に、集まっていただいてという理屈だと思います。

一方幅広く市民の方から意見いただく事ももちろん大事なことだと思いますが、それをワークショップという手法がいいのか、またそれ以外の方法があったのか、そのあたりは考える必要があるのかなと思います。

減災まちづくり研究会の内容は知っていますが、専門家という意味においては、疑問符がつくと思います。

会長:

減災まちづくり研究会は、今たくさんの方を集めて行事を開催してもらっていますが、余りにも広げてしまい、焦点がわからなくなっていることもあります。もう少し絞り込み、何を目的に開催するのか、各町内会の情報を防災担当課あるいは事務局にて一括で集約してはどうか。今までやったこと、やってよかったこと、改善の必要なところことなどを総括してはどうか。メンバー募集も今のやり方でいいかどうか考えないといけない。

委員:

会長が言われたとおりですね、書いてあるとおりです。減災まちづくり研究会はフェアをやるために集まったメンバーですので、もともとの主旨が違います。きちんとした意見を言える人を入れないといけない。防災に関することですから市民全員に関係します。ぜひしっかりとやっていただきたい。

会長:

おっしゃる通りです。これは相当力を入れてやってもらわなければいけない。大きな災害はいつ来るかわからないので、着実に着々とやっていかなければならないと思います。あえて苦言が出たのが、私は非常にうれしく思います。よろしくお願いいたします。

委員:

補足意見ですが、交通安全、防災に関して、子育てしている人・介護している人の多数は女性なので、女性が一定程度入ってないといい意見が出にくいと思う。その時、○○会の会長を充て職で選出していると男性ばかりになります。だから、選び方から変えないと。

そもそも委員の選任の方法のところからちょっと見直していただいて、結果として、男女がそれなりの割合で入って交通安全、防災に沿えるような枠組みをぜひつくってもらいたい。これまで通りの選び方ではまずいことを事務局から伝えてください。

委員:

女性の意見が最初から目標の中に入れられないのでしょうか。条例等で、「必ず女性を何割 以上参加させる」みたいな、何か決まりをつくるというというのはできないのかなと思いまし た。

会長:極論をいえば、女性を半分入れるとかですかね。はい、手が挙がりましたので、どう ぞ。

委員:

追加ですが、交通安全対策会議の委員は条例で決められているのでしょうか。パブリックコメントでは、「国が定めている法律に基づいているから、条例で決まっていることなので変えられません」とありましたが、変えることはできるのです。条例さえ変えればできます。だから条例があるからできませんっていうのはおかしい。国の法律を解釈すれば、「市長が必要と認めた人」は委員に加えられます。だから市長が条例をか変えればできる。その回答も誠意のない回答だと書かせてもらいました。職員から見ると縛りもありますが、市を代表するとしたらちょっと違う答えが欲しかったです。

もうひとつは「地震対策アクションプラン」は審議会のような組織として防災会議があります。でもそこにかけていません。パブリックコメントとワークショップのみ。減災まちづくり研究会のみでワークショップをし、防災会議にはかけていません。防災会議には出来たものを提示するだけです。これでは、何のために審議会があるのか。もし、私が防災会議の審議委員でしたら、「ちょっと何とかしてください」と申し上げると思います。

委員:

防災会議は、あて職ばかりで意見は出ているのでしょうか。

事務局:

すみません。そこまで把握しておりません。

委員:

意見の出ない会議など開催しても意味がないのでは。

委員:

No.6「地震対策アクションプラン」ですが、夜、早朝、まだ夫が働きに行っていない時間 帯は家庭の中に地域の中に男性がいますが、昼間地震が起これば女性の力が大事です。昼間、 家庭に地域にいる人は高齢者と女性です。女性も働きには行っている人は多いですが。女性の 声を入れることは大切なことです。交通安全もそうだと思います。地域で子どもを教育し、子 どもを見ているのは高齢者と女性です。だから女性はあらゆるところで大事ではないかと思います。

会長:

はい、ありがとうございます。

貴重な意見いただきました。防災会議の資料は、地震や防災のような仕事は国や県の様々な 行政指導があり、それを反映してつくります。それで各方面から来ていただいた委員へ資料説 明をするだけです。防災会議は、国で決まったものを県を経由して県の資料を安城市に合わし て人数や年数等の数字を変更した資料を作成し、防災会議に出されているのが実態です。

皆さんのご意見のように意見が出ていない審議会でも、何かあれば、方向性や審議をするようなことにができると非常にいいなという感じです。

次に No.9~12 について説明をお願いいたします。

(事務局 No.9~12 の説明)

会長:

ただいま $No.9\sim12$ までの説明がありました。ご意見あるいはご質問ありましたらお願いします。

委員:

No.10「雨水マスタープランの見直し」の計画が漏れてしまった点です。単純な出し忘れであれば、それは仕方がない。しかし、予定を出さなくてはならないことを知っていて、確信犯で出さなかったのか。もう一つは、そもそも、こういうこと出さなければならないことを知らなかったのか。

事務局:

担当課にこの計画は予定されていたものかどうか確認したところ、予定していたとのことでした。平成 27 年の 12 月頃に平成 28 年度の市民参加の予定を調査しましたが、担当課は市民協働課に回答をするという認識がなかったとのことです。市民協働課にも特に相談がありませんでしたので、把握ができておりませでした。

委員:

再発防止をやっていただけるといいと思います。

会長:

その他よろしいですかね。

委員:

「雨水マスタープランの見直し」ですが、雨水を利用するっていう方面だけでなく、雨水が 大変被害を及ぼしている点も雨水の対策の中に入れていただきたい。雨水をただ流してしまう だけでなく、再利用することも大切というのはわかります。しかし、目の前の田んぼが水浸し になっているのを見ると、何とかして欲しいなと思います。入水地を作っていただいたが、全 然効果はありません。

また、「空家等対策計画の策定」。例えば、きちんと管理されて空き家で再利用をされるための施策も大事ですが、市役所傍の空き家問題も大事ではないでしょうか。担当課にお聞したところ、その家には、住民登録をしている人がおり、その方とは連絡がとれない。そんな状態を放置していいのでしょうか。

また、評価シートにいろいろと書きましたが、資料 5 「市民参推進評価会議の評価結果」に 記載がありません。仮に似たような意見だからカットということもあると思いますが、同一意 見が何名等と書いていただけると自分の意見が反映されているとわかります。

会長:

ただいまの意見に対して、事務局お願いします。

事務局:

本来なら委員皆様からいただいたご意見全てを反映できればいいのですが、事務局としては、 委員個別の意見を、審議会としての評価としていただきたいと考えています。また、委員の皆 様からは、計画の中身へのご意見も多々ありましたが、評価結果には記載せず、基本的にはこ の後の資料 5-2 にまとめています。

委員からの意見ということで、こちらについても、担当課にはフィードバックをさせていた だきます。資料 5 「市民参推進評価会議の評価結果」には、あくまで市民参加に関するプロセ スへの審議会としての意見を、記載させていただいています。ご理解いただきたいと思います。

委員:

市民参加の項目の内容だと思って書いているのですが、なかなか難しいです。評価の仕方、 もう少しどんな形の記載が正しいのかどうか書いていただけるとありがたいです。

「雨水マスタープランの見直し」のフォローアップ委員会の委員構成ですが、学識経験者 1 人、農業関係者 1 人のように 5 人で構成しています。果たしてこの 5 人でよかったのかということです。男性ばかりということで、構成委員をもう少し、広げられないのか。農業関係者として女性が入ってもいいのではないか、学識経験者が 1 人ですが、そういった大学等の女性で講師等をやっている人等が入ってもいいのではと思います。フォローアップ委員会が市民参加の手法となっていますが、これは市民参加の構成委員なのかと感じました。市民協働課では、構成委員の内訳で、これでは市民参加が少ないですよと言うことはできないのでしょうか。

事務局:

年に 4 回ほど審議会における女性委員の登用状況調査をしています。その中に女性がいないとか、公募が入ってないというものに関しては、毎年、翌年委員募集するような審議会を持っている課に対しては、指導しています。

委員:

次回から、このような調査シートを提出する課には、「必ずそういったことも考慮して委員 を決めてください」みたいな指導をしていただけると、さらにいいのではないかなと思いまし た。

事務局:

市民協働課では指導はしているのですが、最終的には課の判断になるので、なるべく意向を 汲んでいただけるような形で進めていきたいなと思います。

会長:

ありがとうございます。いろいろ構成委員に対してご意見もいただきました。

私がいつも思っているのは、生涯学習関係の委員がほとんど教育経験者、教育関係の方が多く、公募市民と女性が少ないことです。ほとんど校長先生みたいな人ばかりなのでもう少し開けて、違う目(女性の目、一般市民の目)で見たときにどうかというようなことを考えてもらいたいです。生涯学習関係は専門的なところなので、市民参加が取り入れにくいところかもしれませんが、だからこそ、全く違う風が入るっていうのは大事だと思います。

一応、No.1~12 まで説明をいただきました。

ここでこれから全体のまとめに入りますが、事務局から何かありますか。

事務局:

今からは資料 5 の 4 の評価結果についてまとめていただき市民参加推進評価会議員としてのひとつ意見にしていただきたいと考えています。

(前回の会議で決まった評価結果の確認)

前回の評価方法							
	十分である	おおむね 十分である	十分でない	評価基準			
例1	6	2	2	・ 6点以上の評価は その評価 とする			
例2	2	6	2	る思以上の計画はその計画とする			
例3	5	5	0	評価が2つに分かれ、かつ評価が隣り			
例4	0	5	5	合った場合は、 <mark>厳しい評価</mark> とする			
例5	3	3	4	 それぞれの評価が5点以下で、3つの評			
例6	3	2	5	価に分かれた場合は、真ん中の評価と			
例7	4	3	3]する 			
例8	5	0	5	両端の評価が5点ずつとなった場合、			
			真ん中の評価とする				

内容について、今いただいているご意見から自分の評価を変更したいなという方がいらっしゃいましたらここで申し出ていただき、評価を修正し、評価会議の結果として一つにまとめていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

会長:

ご自身の意見を確認していただき、評価を変えたい方はいますか。また、何かお気づきの点があればお願いします。

委員:

No.5「第10次交通安全計画」の(2)はやっぱり厳しいほうで「十分ではない」と評価するべきでは。

事務局:

はい、厳しい方ということで、(2)は「十分でない」にさせていただきますがよろしいでしょうか。

評価には変わらないと思いますが、No.8「あんジョイプラン8の策定」の(2)の評価を「十分である」から「おおむね十分」に変えたいです。

委員:

これも評価には変わらないとは思うのですけど、No.11(2)を少し女性の比率が低すぎるということで「十分である」を「おおむね十分である」に変更したい。

委員:

前回の評価方法を少し直さないといけない。1番右の評価が悪いところが多いときは、それぞれの評価が 5 点以下で3、2、5、のときは基本的には一番票数の多いところにする。次に、同じ評価になったときは4、4となったときは厳しいほうにする。それから例8ですが、万が一このようになった場合、真っ向から対抗しているわけです。これは会議で議論し、その結果どちらかに決まれば修正すればいいし、議論した結果なおかつ5、5と分かれる場合があればさっきの厳しいほうにもどって。たぶんそういうことはなく、議論したらどちらかになる場合が多い。結果的に5、5と分かれることはあまりでないと思いますが、そういう話し合いは必要だと思います。

委員からのご意見で今回の会議では以下のとおりに評価しました。

- ①5点以下で(3点2点5点)の場合は一番票数の多い評価とする
- ②隣り合う評価に同数(4点4点2点)入った場合は厳しい評価とする
- ③両端が同数(5点0点5点)の場合は話し合いをし、決める

事務局:

前回に評価方法のところで修正が何カ所か入りましたので、事務局のほうで修正させていた だき、ご意見を踏まえて、順番に評価結果を確認します。

〈評価結果(案)〉

No.		評(担当課			
	対象事項	(1)	予定どおり	おおむね予定	予定どおり でない	
		(2)	十分である	おおむね十分	十分でない	
		(3)	反映していた	おおむね反映	反映してい	
			ZWO CVIC	40401344/24/	ない	
1	第 6 次行政改革大綱の	(1)	8	2	0	経営管理課
	策定	(2)	7	3	0	
		(3)	4	6	0	
2	安城市公共施設等総合	(1)	7	3	0	経営管理課
	管理計画の策定	(2)	4	4	2	
		(3)	3	4	3	
3	第4次安城市男女共同	(1)	8	2	0	市民協働課
	参画プランの策定	(2)	7	3	0	
		(3)	6	4	0	
4	第2次安城市市民協働	(1)	8	2	0	市民協働課
	推進計画の策定	(2)	7	2	1	
		(3)	7	3	0	
5	第10次安城市交通安	(1)	6	4	0	市民安全課
	全計画の策定	(2)	1	4	5	
		(3)	3	4	3	
6	安城市地震対策アクシ	(1)	6	4	0	危機管理課
	ョンプランの策定	(2)	2	7	1	
		(3)	2	6	2	
7	第5期障害福祉計画(障	(2)	2	5	3	障害福祉課
	害児福祉計画)の策定	(3)	2	5	3	
8	あんジョイプラン8の	(1)	6	4	0	高齢福祉課
	策定	(2)	2	5	3	
		(3)	4	4	2	
9	第2次安城市食料·農	(1)	6	4	0	農務課
	業・交流基本計画の策定	(2)	6	3	1	

		(3)	4	5	1	
10	安城市雨水マスタープ	(2)	2	4	4	土木課
	ランの見直し	(3)	2	4	4	
11	空家等対策計画の策定	(1)	5	5	0	建築課
		(2)	2	7	1	
		(3)	3	6	1	
12	エコサイクルシティ計	(1)	6	4	0	都市計画課
	画の改訂	(2)	4	5	1	
		(3)	5	4	1	

会長:

平成 28 年度市民参加対象事項の取り組み実績に対する市民参加推進評価会議の評価結果については、これが本会議の意見としてご了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員:

異議なし

次に、事務局から資料6と7説明をお願いいたします。

(事務局、資料6、7説明)

会長:

説明が終わりました。何かご意見はございますか。

委員:

資料 6 の 3 枚目 No.15 とか 16 の非公開の理由に「原則会議・議事録は公開しているが、 安城市情報公開条例による非開示情報が含まれている会議は非公開としている」とあります。 できたら他の審議会もこのような書き方をしてほしい。要するに条例で定められているからこれは非公開。個人の判断なりそこの課の判断で非公開にしているわけではない。このように書いてあると、受け取る側は全く違った解釈をします。よろしくお願いします。

会長:

以上で、議題を終了させていただきます。

司会を事務局へお返しします。よろしくお願いします。

典礼:

ありがとうございました。

続きまして、その他に移ります。

市民参加を進めるためのガイドラインの策定について、課長補佐のほうから説明させていただき、

事務局:

(資料8「市民参加を進めるためのガイドラインの作成について」について説明)

市民協働課長:

最後の二つお礼と一つのお願いをさせていただきます。

1 点目は、長時間にわたり真剣ご審議、ありがたいご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。審議の結果は市長に報告し、結果は公表し、本日の資料や会議録については、ホームページ等で公表させていただきます。

もう一つは、この 5 月をもちまして委員の皆様の任期が満了となりました。2 年間の長きに わたり、ご尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。

典礼:

それでは以上をもちまして、平成 29 年度第 1 回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。ありがとうございました。